

令和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年度 板橋区立高島第六小学校  
**いじめ防止対策基本方針**

板橋区立高島第六小学校  
いじめ防止委員会

### 1 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害であり、時には生命にもかかわる重大な問題である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものである。この共通認識の基、すべての児童がいじめを受けたり、いじめを行ったり、いじめを見過ごしたりしないよう、全教職員が一丸となり、家庭や地域、関係諸機関との連携を図りながら、国のいじめ防止対策推進法及びいじめ防止等のための基本的な方針、東京都や板橋区がいじめ防止推進に関する条例及びいじめ防止対策推進基本方針を踏まえ、全教育活動を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に全力を尽くす。

そのために、校長を委員長とするいじめ防止委員会を設置し、同委員会を中心として、全教職員により、全児童に対して、いじめ防止の取組を推進する。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、その児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は校舎内外を問わず、インターネットを通じ行われるものも含む。また、学校の管理下、管理外も問わない。

### 3 いじめ未然防止の取組【規律、学力向上、自己有用感、かかわり】及び、

いじめの早期発見の取組【見逃さない、見過ごさない】

(※下線：早期発見に関する取組)

#### (1) 授業の充実・改善～安心、自信を高め、前向きな態度、認め合う態度を育む

- みんなが「分かる」「できる」「参加・活躍できる」授業づくり。
- 授業規律の確立。
- 協力して学び合いながら、みんなで問題を解決する学習～「主体的・対話的で、深い学び」を目指した授業改善～
- みんなの発言や学びのよさを認める教師の姿勢。
- いじめに関する授業の実施（道徳科、特別活動も含む。年間 3 回以上実施）

【参考】「いじめ問題に対応できる力を育てるために―いじめ防止教育プログラム―」（H26,2 東京都教育委員会）、  
「いじめ総合対策【第 3 次】下巻【実践プログラム編】」（R7,6 東京都教育委員会）、  
いじめ防止教材 DVD「STOP! いじめ あなたは大丈夫?」（H25,3）、  
「STOP!いじめⅡ 見つめよう考えよう」（H27,3）、  
「板橋区授業スタンダード」等

#### (2) 特別活動・道徳科等で認め合う心や思いやりの心と実践力を育む

- 互いのがんばりやよさを認め合う活動の充実。
- 一人一人に役割をもたせたとともに、自分のよさを発揮する場をつくり、責任感や自己有用感を高める。
- めあてと振り返りを重視した指導を通して、主体性や根気強さを養い、成就感・達成感を味わわせる。

- 1つの行事や目標に向かって全員で協力して取り組むことができるようにする。
- たてわり班・クラブ・委員会活動等、異学年交流の充実。保育園児や高齢者、障がいのある方など、様々な人々との交流の充実。
- 「考える道徳」授業の充実。（心を揺さぶり、多様な立場・視点から道徳的価値について考えを深める資料や発問）
- 自分たちの生活を見つめ直し、よりよい生活について話し合い、共に実践する取組の充実。
- 特別活動を中心にした子供同士が話し合い、合意形成や自己決定する取組の充実。

### (3) 人権意識や規範意識を育む生活指導の充実

- 丁寧で、やさしい言葉づかい。（子供も、大人も）
- 児童理解と信頼関係に基づく個に応じた指導の充実。
- ルールやきまりについて理解を深め、守ろうとする態度を育む指導の充実。
- 週目標や月目標を意識させた指導。
- 「高六 SNS ルール」に基づいた「家庭ルール」づくりとその実践。
- 情報モラル教育及びセーフティ教室の充実。

### (4) ふれあい月間（年3回）の充実

- 全校、学年、学級で豊かなかかわりを促す活動や豊かな心を取り組む活動を実施。
- 自他の人権について考える学習や取組を実施。
- アンケートによる実態調査及び細やかな聞き取りの実施と、迅速かつ適切な対応。
- 代表委員会を中心とした児童による主体的な取組（かかわりを広げたり、相互理解を促したり、認め合ったりする活動）。
  - ・「あいさつ標語」 ・「人権標語」
  - ・「ありがとうの木」「ふわふわ言葉」 ・「私のいじめ防止行動宣言」
  - ・「学校いじめゼロ宣言」「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等

### (5) 学級経営の充実～温かくいじめを許さない学級風土

- 多様な方法を用いて児童と積極的にコミュニケーションをとり、多面的な児童理解を深め、しっかりとした信頼関係を築く。
  - ・関わる時間の創造 ・多様な方法による児童との関わり
- 「いじめ発見のチェックシート」の活用…年間に1回以上チェックする。
  - ・表情、服装や持ち物、日記やノートの記述、休み時間、専科の授業、登下校 等
- 個々のよさを生かし、児童相互のかかわりを大切にしながら、互いに認め合い助け合おうとする学級風土をつくる。（自己肯定感や自尊感情を高める）
- Hyper-QUの活用。（第3学年以上）
  - ・児童の学級生活に対する満足度や関わり等の状況を把握し、全教職員で情報を共有。結果を分析し、対応策を検討。学級経営や子に応じた指導・支援の充実、いじめの未然防止を図る。
- 本基本方針やいじめ防止年間計画を踏まえ、担任学級・担当教科の行動計画を立てる。（各学期の目標と重点取組内容）また、学期末に評価・修正を行う。

## (6) 教職員の連携と研修充実

- 学校生活の様々な場面において全校職員で一人一人の子供を見守る。
- 相談ポストの設置。（相談室、校長室前）
- コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり。
- 生活指導連絡会、学年・ブロック会等における情報交換・共有の推進及び、指導方針の共有徹底。（気になる行動、よさやがんばり等）
- 迅速且つ正確な情報伝達と情報共有の徹底。
  - ・発見者→担任→学年・生活指導主任→管理職
  - ・迅速かつ正確な情報伝達と記録の保存（5W1H）
  - ・いじめ防止対策徹底のための振り返り（毎学期自己評価する）
- 教職員の研修充実（ふれあい月間を基本に年間3回）

【参考】「いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム—」（H26,2 都教委）、  
「いじめ総合対策【第3次】上巻【学校の取組編】下巻【実践プログラム編】」（R7,6 都教委）、  
いじめ防止教材 DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」（H25,3 都教委）、  
「STOP!いじめⅡ 見つめよう考えよう」（H27,3 都教委）、  
「生徒指導リーフレット」（国立教育政策研究所）、  
「生徒指導提要」（H22,3 文科省）等
- 学習指導力・生活指導力の向上（校内研、相互授業参観、OJT）
- P D C A サイクルに則った取組の改善・充実。

## (7) 保護者との連携

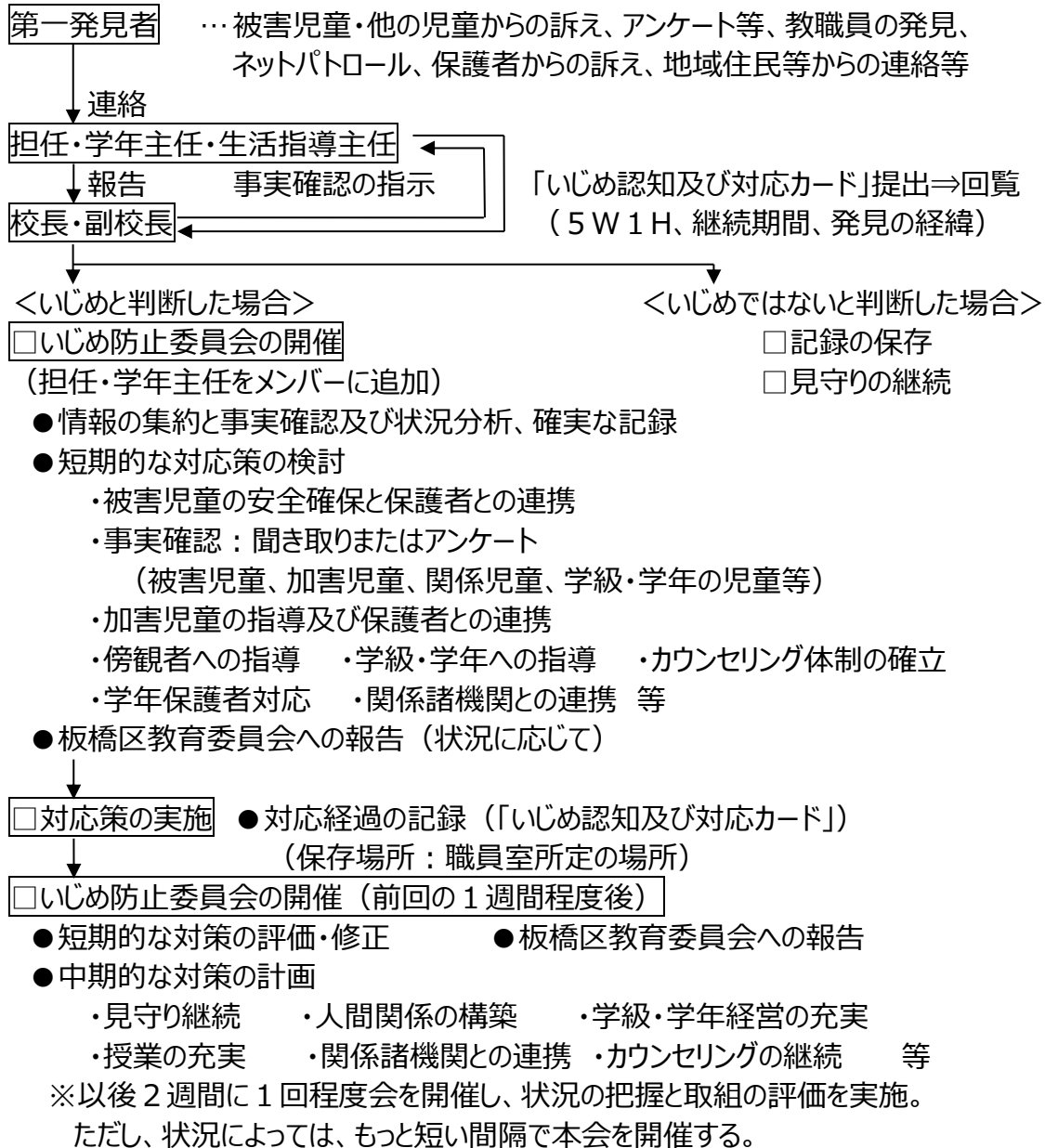
- 細やかかつ迅速な連絡と情報交換、情報共有。
- 保護者への取組の発信。
- 懇談会、個人面談、保護者全体会等における情報交換や共通理解の促進。

## (8) 地域、関係機関との連携

- あいさつの奨励など地域の方々とのかかわりの促進。
- 地域行事への積極的な参加促進。
- 地域・関係機関等との連携。
  - ・コミュニティスクール推進委員会：年5回以上、民生・児童委員の学校訪問：年1回、地域安全ボランティアの皆さんとの連携。
  - ・各種相談窓口の周知。
  - ・あいキッズとの情報交換、情報共有。  
（1～3年担任と担当者、管理職と責任者との打ち合わせを定期的に開催）
  - ・警察との連携。（スクールサポーター等との定期的な情報交換）
  - ・都立特別支援学校エリア・コーディネーターとの連携。
- 地域素材・人材の積極的な活用。
- スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用及び教育支援センターとの連携。
  - ・スクールカウンセラーによる全員面接（5年）や授業観察、及び児童への授業参加。
  - ・スクールカウンセラーによる教員への研修。

4 いじめに対する対応【組織で、すばやく、徹底を】

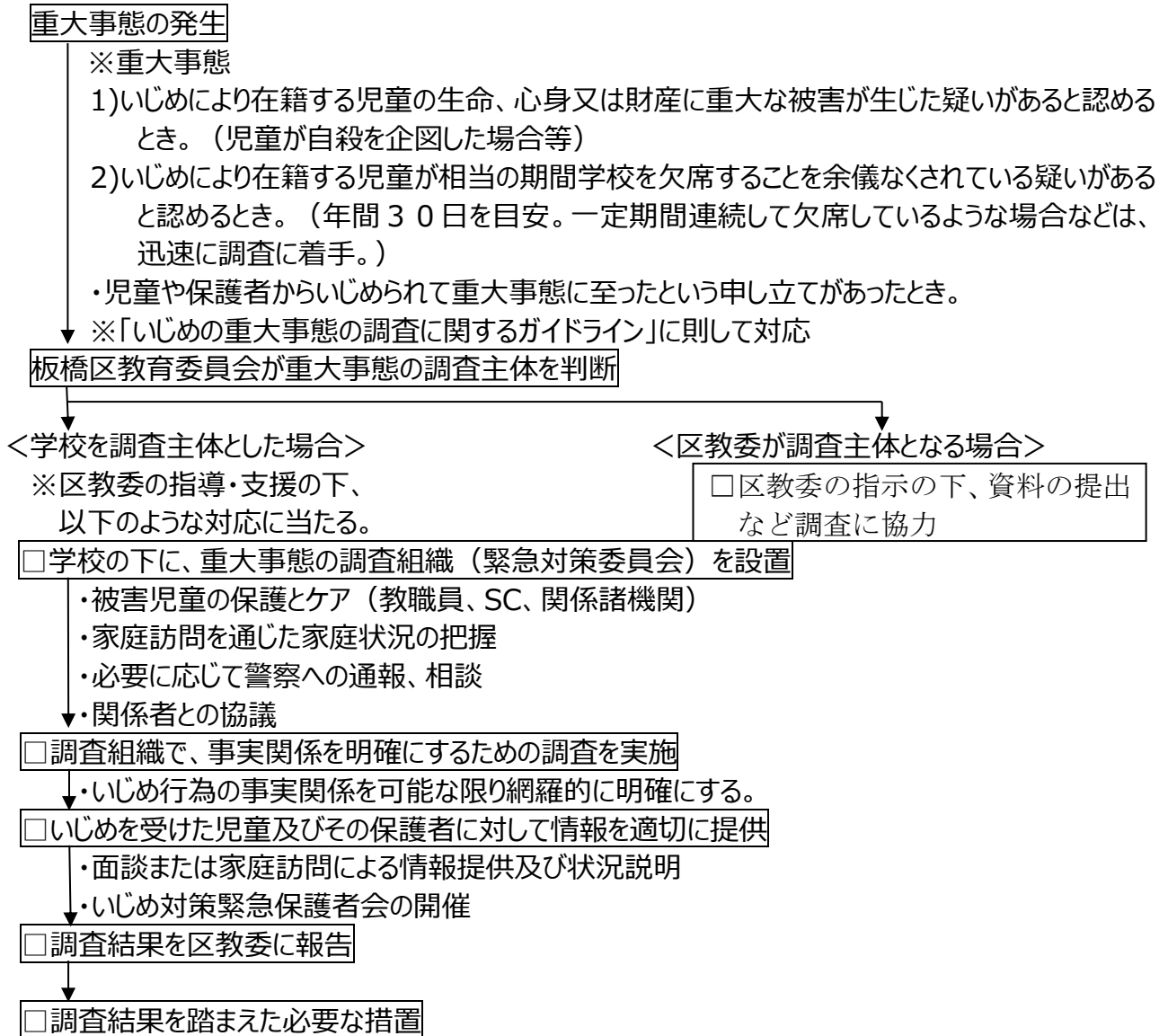
(1) レベル4以上のいじめと疑われる事案が生じた場合の対応の流れ



※レベル3のいじめについても、状況により上記の対応をとる。

※レベル2・1のいじめについても、被害児童の思いを大切にしながら、被害児童、加害児童、関係児童に対して事実確認を丁寧に実施し、迅速かつ的確な指導を行う。

## (2) 重大な事案が生じた場合の対応の流れ



## 5 いじめ防止委員会

### (1) 構成

校長（委員長）、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、  
養護教諭、SC、校長が必要と認める教職員及び関係機関職員

### (2) 活動内容

#### ①いじめの未然防止・早期発見

- ・いじめに対する基本方針及び具体的な取組計画の策定及びその評価、改善、充実。
- ・いじめの防止や対応に関する教職員の研修計画及びその実施。
- ・児童主体のいじめ防止活動の計画策定。
- ・ふれあい月間生活振り返りアンケート及び、hyper-QUの結果分析及び対策の検討。
- ・いじめに対する学校の取組についての評価と改善策の検討。
- ・地域、関係諸機関との連携（教育支援センター、児童相談所、警察等）。
- ・いじめに関する保護者への啓発。

#### ②いじめへの迅速な対応

- ・いじめ（疑いも含む）に対する実態把握。

- ・教育委員会への迅速な報告、関係諸機関との連携（教育委員会、教育支援センター、児童相談所、警察等、関係諸機関や、民生児童委員等、）。
- ・いじめ解消の実施計画の作成（教職員の役割分担の明確化、2 週間以内の解消を想定した短期的な取組計画、人間関係の再構築等の再発防止に向けた中長期的計画等）。
- ・計画の実施及び実施状況の評価、計画の修正。

### ③重大事態への対応

- ・教育委員会への第一報及び対応の指示を受け、体制の整備。
- ・教育委員会をはじめ、関連諸機関と連携を図りながら、当該児童の安全確保の徹底を最優先に対応。

## (3) 年間予定

### ①実施

- ・定例会月 1 回
- ・臨時会（必要に応じて随時実施）

### ②主な活動予定

- 4 月 … 年間のいじめ防止等対策の確認、6 月ふれあい月間の活動内容、年度当初の児童の様子について
- 5 月 … 児童の状況及び、学校の取組状況の確認、いじめ等の経過確認等
- 6 月 … ふれあい月間の振り返り、生活振り返りアンケート結果分析及び対策検討、1 学期の取組の評価、夏休み・2 学期の取組の計画、1 学期末の児童の様子について、第 1 回 hyper-QU の結果分析及び、それに基づく対応について
- 7 月 … 夏季休業に向けた指導及び対策等について
- 9 月 … 2 学期の取組の確認、1 1 月ふれあい月間の活動内容、夏休み明けの児童の様子について
- 1 0 月 … 児童の状況及び、学校の取組状況の確認、いじめ等の経過確認等
- 1 1 月 … ふれあい月間の振り返り、生活振り返りアンケート結果分析及び対策検討、2 学期の取組の評価、冬休み・3 学期の取組の計画、2 学期末の児童の様子について、第 2 回 hyper-QU の結果分析及び、それに基づく対応について
- 1 2 月 … 冬季休業に向けた指導及び対策等について
- 1 月 … 年度の取組についての評価、次年度に向けての改善点、3 学期の取組の確認、2 月ふれあい月間の活動内容、冬休み明けの児童の様子について
- 2 月 … ふれあい月間の振り返り、生活振り返りアンケート結果分析及び対策検討、次年度年間計画の検討、年度末の児童の様子について
- 3 月 … 年度末の指導及び春季休業の指導・対策について

## 6 いじめ防止に向けた取組の評価

- 児童生活振り返りアンケート結果に基づく取組の成果及び課題の分析、さらにそれに基づいた取組の改善・充実（6・1 1・2 月）。
- 担任学級・担当教科の行動計画に対する自己評価。（毎学期末）
- いじめ防止対策自己評価。（2 月）
- 学校自己評価。（7 月：中間評価、1 2 月：年度末評価）
- 児童振り返りアンケート（1 1 月）、保護者アンケート（1 2 月）。
- コミュニティスクール推進委員会による評価。（2 月）

## 7 年間計画（別紙参照）

表面

校長	副校長	主幹	生活指導	学年主任	起案者

いじめ認知及び対応カード

令和 年度 No.

提出日	令和 年 月 日 ( )		提出者名			
被害児童名	年 組	氏名 (男・女)				
加害児童名	年 組	氏名 (男・女)				
		氏名 (男・女)				
		氏名 (男・女)				
認知	日にち	令和 年 月 日 ( )				
	きっかけ	学級担任が発見 担任以外の教職員が発見 被害児童からの訴え 他の児童からの訴え 保護者からの訴え アンケート調査 その他( )				
いじめの内容	日時	令和 年 月 日 ( ) 時頃				
	場所					
	内容	暴力(重度:骨折・入院等以上) 暴力(中度:診察程度) 暴力(軽度) からかい 無視・仲間はずれ 嫌がらせ 悪口・暴言 持ち物をこわす 物をとられる・隠される SNS等での悪口・暴言・誹謗中傷 金品の要求 その他( )				
	段階	衝動的	1回のみ 複数回( 回くらい)		継続的( くらい)	
		故意	1回のみ 複数回( 回くらい)		継続的( くらい)	
		【重大案件】金品の被害 身体の重い被害 生命の危険 不登校等				
認知直後の対応	対応者	担任 担任以外( )				
	聞き取り	実施 未実施		指導 実施 未実施		
	結果	納得・謝罪済み 納得・謝罪できていない				
	保護者連絡	被害・加害ともに連絡 被害のみ連絡 加害のみ連絡 未連絡				
いじめ防止委の対応						
解決日	令和 年 月 日 ( ) ※いじめ行為が収まり、その後三か月間、何事も起こらなかったことを確認して判断。					

※この欄は委員会で記入

※いじめの段階で「3 衝動的に行った言動」「4 故意に行った言動」については、認知後速やかに記入して、生活指導主任に提出をする。(※詳細は「いじめ総合対策【第2次】上巻[学校の取組]」(H29.2 東京都教育委員会)参照)  
※このカードや報告を踏まえ、いじめ防止委員会で対応を検討し、迅速に実行する。  
※裏面に認知対応後の経過を記録していく。

裏面

### いじめ認知及び対応カード(対応記録)

○表面に記入した認知直後対応以後の経過を簡潔かつ、確実に記録する。  
経過に基づき、対応の充実や見直し、解決等の判断資料とする。

日時	対応や状況等	記録者

## 【資料1】いじめ防止対策推進法（平成25年）抜粋

### 第一章 総則

第一条（目的）この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第二条（定義）この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、

中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

第三条（基本理念）いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第四条（いじめの禁止）児童等は、いじめを行ってはならない。

第七条（学校の設置者の責務）学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第八条（学校及び学校の教職員の責務）学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第九条（保護者の責務等）保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

第十一条（いじめ防止基本方針） 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第十二条（地方いじめ防止基本方針） 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第十三条（学校いじめ防止基本方針） 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 第三章 基本的施策

第十五条（学校におけるいじめの防止） 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第十六条（いじめの早期発見のための措置） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

第十八条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

第十九条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

#### 第四章 いじめの防止等に関する措置

第二十二條（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織） 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第二十三條（いじめに対する措置） 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第二十四條（学校の設置者による措置） 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

第二十五條（校長及び教員による懲戒） 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第二十六條（出席停止制度の適切な運用等） 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

#### 第五章 重大事態への対処

第二十八條（学校の設置者又はその設置する学校による対処） 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第三十条（公立の学校に係る対処） 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第二条（検討） いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

## 理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 【資料2】東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）抜粋

第一条（目的） この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第二条（定義） この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

第三条（基本理念） いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめ

の解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第四条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。

### 【資料3】東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（抜粋）

第1条（目的） この条例は、いじめが、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、東京都板橋区（以下「区」という。）におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を定めることにより、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、子どもが安心して生活し健やかに成長できる環境づくりに寄与することを目的とする。

第2条（定義） この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

第3条（基本理念） 区及び区民は、いじめがどの子どもにも起こりうる問題であることに鑑み、子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止等に向けた環境づくりに取り組むものとする。

3 区、学校、保護者、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携等をし、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、区全体でいじめの問題を克服することを目指すものとする。

第4条（区の責務） 区は、法第3条及び前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、区民及び関係機関等と相互に連携等をし、いじめの未然防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければならない。

3 区は、東京都板橋区あいキッズ条例（平成25年板橋区条例第44号）第1条に規定するあいキッズ（第10条第3項において「あいキッズ」という。）その他の子どもに係る事業を実施するに当たり、いじめの未然防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければならない。

第5条（学校の責務） 学校は、基本理念にのっとり、保護者、区民及び関係機関等と相互に連携等をし、学校の教職員及び保育士等のいじめの未然防止等に関する能力の向上並びに教職員及び保育士等相互の連携等を図り、学校全体でいじめの未然防止等に取り組まなければならない。

第6条（保護者の責務） 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有する者として、その保護する子どもに対し、いじめは行ってはならないことを十分に理解させるとともに、いじめを行うことがないように、必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する子どもが、他人を尊重し、大切にできるように、子どもを養育するよう努めるものとする。

3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの未然防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

第10条 学校は、法第13条に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第14条（重大事態への対処） 区及び学校は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が生じた場合には、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会及び学校に組織を設け、調査を実施するものとする。

付 則 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

【資料4】重大性の段階に応じたいじめの類型（例）

● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例）  
 ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例

行為の故意性、意図性	加害の子供の集団性	一人		集団で	
		左	右	左	右
1 好意で行った言動 ～親切のつもりが…～		ゼロ	○ 発言の苦手な子供に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く促した。	◆ 親切さを十分に評価した上で、発言が苦手な子の気持ちについて、一緒に考える。	○ 継続性がない行為 ○ 偶発的な行為 ○ 相手を特定していない行為 ○ 罰罪等によりすぐに解決した行為
2 意図せずに行った言動 ～悪気はなかったのに…～			○ リレーでバトンを踏とした子供に「何やってんだ!」と怒鳴った。	◆ 発達の特徴なども踏まえ、何気ない言葉が相手を傷付けることもあることを丁寧に諭す。	などでも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。
3 衝動的に行った言動 ～つい、かっとなつて…～	暴力を伴わない		○ うっかりぶつかった子供に「死ぬよ。」と言い、にらんだ。	◆ 絶対に使ってはいけない言葉について指導する。	
	暴力を伴う		○ うっかりぶつかった子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当	◆ 暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、かっとなつたときの対処方法を身に付けさせる。	
4 故意で行った言動 ～あの子がむかつく～	暴力を伴わない	法令上のいじめ	① 運動の苦手な子供に、「あなたのせいで負けたの分かるの!」と問い詰めた。	◆ 発言の背景となっている思いを聞き取った上で、他人の失敗を責めることの問題について理解させる。	
	暴力を伴う		② 運動で失敗するたびに、「へばい!」「足引っ張るな!」などはやし立てた。	◆ 絶対に許されない行為であることを理解させ、完全に行われなくなるまで、監督を徹底する。	
		社会通念上のいじめ	◆ 学校サポートチームと連携して、別室指導などを行い、二度と行わせないようにする。	③ 体育着を隠して、被害の子供が探している様子を笑って見ている。	
			◆ 警察や児童相談所と連携して、厳しい指導を行い、直ちに行いをやめさせる。	④ 試合で負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うよう強要した。	
			◆ 警察と連携して、法令に基づく措置を含め、厳格な指導を行い、反省が確認されるまで、被害の子供と接触させない。	⑤ お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。	重大な犯罪
			継続性	単発的	継続的

※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。  
 ※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。